

神戸市立渚中学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 3 月 24 日改定
平成 30 年 6 月 21 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 7 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定

はじめに

「人は人によって人となる」という神戸市の教育理念を中心にすえ、生徒は成長過程の中で人と出会い、その出会いを通して学び、自らを成長させていくということを踏まえ、出会いが健全なものになるようにしていかなければならない。さらに、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識に立ち、生徒が明るく、楽しく、思いやりを持ち、心豊かに学校生活を送れるように、いじめのない学校を目指して、「神戸市立渚中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 「いじめ」の定義

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、いじめられている生徒の立場に立つことが必要であるとの観点から、また、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえて、きめ細かく観察し、事実関係を確かめて対応にあたる。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有した上で行う。

2 本校の教職員の意識

- ・一人一人を主人公に据えた学校づくりをし、生徒が笑顔で学校生活を送れるように、居場所づくりの学級経営に努め、生徒と教職員の信頼関係を深める。
- ・分かる授業の構築に努め、基礎、基本を身につけ、自ら学ぶ姿勢を育てる。
- ・仲間、地域を思いやり、共に歩む力を育てる。
- ・生徒の変化に気づく鋭い感覚を持つようにし、自己の人権感覚を磨き、いじめを見抜く力量を身につける。
- ・問題を担任一人でかかえず、学年、学校全体で取り組むという意識を持つ。
- ・神戸市いじめ三原則の指導を生徒に浸透させていく。「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」
- ・いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていく。

3 校内体制

(1) 渚中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、養護教諭、学年生徒指導係、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校のいじめ防止策等の取組や、カウンセリング、相談内容の把握、生徒、保護者への啓発活動をする。
- ・いじめが発生した場合、当該の担任等を加え、事実の把握、情報を共有した上で、関係生徒や保護者への対応を検討する。その場合には、個人情報の取扱いには十分注意をする。

- ・毎年、いじめ対策についての検討を行う。

4 いじめの未然防止

<生徒に対して>

- ・いじめは決して許されないという意識を全校生徒が持てるように全教育活動を通して指導する。
- ・思いやりの心が育つような道德教育や学級活動を行う。
- ・毎回の定期考査ごとに行われているカウンセリング週間や学習生活アンケート及び学期に1回行われる生活・いじめアンケートを利用して未然防止に努める。
- ・生徒一人一人が学級で居場所を見つけることができるような学級経営を行い、分かる授業を通して基礎学力の定着を図る。
- ・規範意識の向上に努め、生徒自らが学級や学校のルールを守るような雰囲気作りを行う。
- ・いじめには第三者なしという意識を持つようにする。いじめがあれば、教職員に知らせたり、止めさせたりできることの大切さを指導する。
- ・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動に積極的に取り組むこと。

<学校として>

- ・いじめを含んだ教育相談アンケートを考査ごとに行い、生徒の変化を全職員で生徒の変化を共有していく。
- ・教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されない」という雰囲気をつくる。
- ・いじめチェックリストの活用を図る。
- ・いじめに関する校内研修を行い、教職員の人権感覚を高める。
- ・いつでも相談できる体制づくりを進める。
- ・生徒会活動を中心に、「いじめ防止」の活動をする。

<保護者や地域に対して>

- ・学校はいじめを許さないという姿勢や体制を周知する。
- ・生徒の変化やいじめ等のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを周知する。
- ・地域の会合や学校だよりや保護者会等で、理解と協力を得る。

5 いじめの早期発見

- ・毎休み時間等の廊下の巡視等を通して、チャンスカウンセリングとして相談できる体制をとる。
- ・定期テスト毎のカウンセリングを通して、生徒の悩みや相談を聞く時間を確保する。
- ・生活ノートを担当とやり取りするなかで、信頼関係を築いていく。

6 いじめの早期対応

- ・生徒や保護者からの相談や訴えを、親身になって聞き、誠実に対応し、対処することを伝える。
- ・生徒や保護者から相談を受けた教員は、管理職に報告し、いじめ問題対策委員会をひらき、その対応策を検討していく。
- ・事実関係を正確に把握し、保護者の協力を得ながら、問題解決に向けて対応していく。
- ・内容によって、教育委員会、関係機関等とも連携していく。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍している生徒や通常学級で特別な支援を必要としている生徒に対しては、いじめに

ついて十分に配慮する。また、交流についても積極的に進める。

8 インターネットやソーシャルメディアの利用によるいじめ

- ・携帯電話やスマートフォン等の健全利用について、全校生徒で講師を招いて研修をしていく。
- ・保護者に健全利用についての協力を依頼する。
- ・インターネット等の利用によりいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応をとる。また、事案によっては、警察や関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・学校運営協議会との連携により、健全育成の活動を企画していく。
- ・地域や校区内の小学校と連携して、学校運営協議会などで、いじめ撲滅のための取組を進める。
- ・保護者会等で学校での状況や取組を発信し、家庭や地域の協力を得ていじめがない校区作りをしていく。

10 関係機関との連携

- ・インターネット等の情報モラル教育を積極的に推進するために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関と協力をしていく。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や関係機関等と連携した対応をとる。
- ・その他、学校の指導だけで困難な事例の場合には、積極的にスクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携を行う。

11 いじめ事案への対応について

- ・事実関係を正確に把握する。その際人権に十分配慮する。
- ・保護者に事実関係を説明し、今後の対応についてどのように取り組むかを知らせ、理解と協力を得る。
- ・いじめられた生徒を守るために、全職員で共通理解し、問題解決に尽力する。
- ・いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で、いじめは決して許されないということを理解させる。また、再発防止に努める。
- ・教育委員会へ報告する。

12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際には、教育委員会事務局へ直ちに報告する。また、速やかに警察とも連携を図る。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた生徒や保護者に対しては、説明責任を含め真摯に対応していく。

13 いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係わる行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、一定期間継続していること。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し

生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に努める。

14 その他

- ・学校評価において、生徒・保護者からのアンケート調査を行い次年度の取組に生かす。
- ・この基本方針は、状況に応じて、渚中学校いじめ問題対策委員会において点検見直しを進め、改善していく。